事業事前評価表

１．対象事業名
スリランカ：電力セクター改革プログラム (貸付契約調印日：2003 年 3 月 26 日、承諾金額 7,440 百万円、借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府)
２．本行が支援することの必要性・妥当性
スリランカの電力セクターは、コロンボ近郊の南西沿岸地域の配電を所掌するランカ電力会社（Lanka Electricity Company: LECO）を除いて、国営企業であるセイロン電力庁（Ceylon Electricity Board: CEB）が垂直統合型の電力公社として発・送・配電事業を一元的に担っているが、電力需給の逼迫、送配電網整備の遅れ、CEB の非効率な経営と脆弱な財務体質等の課題に直面している。 こうした課題に対して、スリランカ政府は民間投資による競争の導入、発・送・配電分離による効率性の追求、独立規制機関の設置による透明性の向上を柱とする電力セクター改革を推進し、肥大化した公的部門の一端を担う電力セクター全体のパフォーマンスを向上させることを目指しているが、こうした政策は、スリランカ経済全体における適正な資源配分の観点から極めて重要である。 長年、国営企業として非効率な経営がなされてきた CEB は、経営に対するアカウンタビリティが不足している。この結果、(1)国営企業の CEB に対する未払い金、(2)街灯分の未払い金、(3)自家発電の税金払い戻しの未清算分、(4)CEB の公的債務、(5)退職割増金、(6)過去勤務債務（年金債務）が積み上がっており、発・送・配電分離によって設立する新会社にとっては、これらの存在が大きな負担となる可能性がある。財政構造が脆弱で、既に CEB に対して相当額の補助金を支出してきたスリランカ政府には、電力セクター改革に必要とされるこれらの費用を補填する余力はなく、ドナーからの支援が必要とされる。 海外経済協力業務実施方針の重点分野において、「経済成長に向けた基盤整備」が掲げられているが、本事業はスリランカの電力セクターの開発政策の改善を促すものであり、同方針に沿ったものである。また従来の援助効果の極大化に貢献し、本邦企業を含む民間投資の支援にも資することから、本行が本事業を支援する必要性は高い。
３．事業の目的等
本事業において、電力セクター改革を推進することによって、(1)競争原理の導入、(2)効率性の追求、(3)透明性の向上、を図ることにより、長期的に廉価で質の高い電力を安定的に供給する体制を確立することを目的とする。

４．事業の内容

(1) 事業概要

本事業は、アジア開発銀行（Asian Development Bank : ADB）が供与している電力セクター開発プログラム（Power Sector Development Program : 総額 130 百万ドル（うちプログラム融資部分：60 百万ドル、プロジェクト融資部分 70 百万ドル、2002 年 10 月：理事会承認）のコンディショナリティをベースとして、本行独自のコンディショナリティを追加した単独のプログラム型融資である。コンディショナリティは以下の課題に合致するものである。

① マクロ経済フレームワークとの協調
② 電力セクター改革及び発・送・配電分離に向けての戦略的計画の実行
③ 電力セクター改革プログラムを実行するための法整備
④ 料金を設定し免許を発行する公益事業委員会の運営及び独立性の確保を含む規制フレームワークの設立
⑤ 発電会社、配電会社、送電会社、電力売買機能を設立し、電力セクターに競争を導入
⑥ 電力セクター改革の実施に向けての健全な財政体制の構築
⑦ 民間投資の支援

(2) 総事業費（円借款対象額）

7,440 百万円

(3) スケジュール

事業実施期間：2003 年 3 月～2005 年 3 月

(4) 実施体制

本事業の実施機関は財務省であるが、電力セクター改革の実施はエネルギー供給委員会（Energy Supply Committee）が担うことになる。

(5) 環境及び社会面の配慮

本事業の内容は、当国電力セクターの改革を推進するものでプロジェクト融資ではなく、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年 4 月版）上、カテゴリ C に該当する。

５．成果の目標

本事業を効果的に実施し、電力セクター改革を推進した結果、民間投資の導入による競争の活発化、発・送・配電分離による効率性の向上、独立規制機関設立による透明性の向上が期待され、長期的に廉価で質の高い電力の安定供給の達成が期待される。モニタリングの対象は、各コンディショナリティの達成

状況である。なお、コンディショナリティの達成による成果目標の達成度合いの測定方法については、別途、調査を実施する予定である。また、同調査により選定された評価指標は、公表する予定である。
６．外部要因リスク
スリランカ政府の改革に対するコミットメントの低下によるプログラムの遅延・未達成
７．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓
本行は、本年度に電力セクターに係る調査を実施しており、同調査において、「IPP 導入を促進するための専門性を有した人的資源の強化の必要性」並びに「標準契約書策定の必要性」等が課題として挙げられていることから、本事業においては、「人材育成計画・設備強化計画を含む組織強化計画の策定」並びに「新送電会社が標準契約書策定のためのアクションプランを策定すること」をコンディショナリティとして採用している。
８．今後の評価計画
(1) 今後の評価に用いる指標 別途調査結果を公表する予定である。 (2) 今後の評価のタイミング 事業終了後